県内中小企業・小規模事業者のみなさまへ

東日本大震災対応保証制度

栃木県信用保証協会は、
「東日本大震災復興緊急保証」及び
「災害関係保証」等により、災害からの復旧を目指す
中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。
ご利用の際は、当協会または金融機関までご相談ください。

東日本大震災復興緊急保証

取扱期間 2020年3月31日まで

特定被災区域内に事業所を有する方で
東日本大震災により直接または
間接被害を受けられた方が対象

- 保証料率　年0.70%
- 既往保証付借入の借換えが可能
  （既往保証付借入の取扱い内容によって、借換え対象とならない場合があります。）

災害関係保証

取扱期間 2020年3月31日まで

東日本大震災により直接被害を
受けられた方が対象

- 保証料率　年0.70%

「東日本大震災に関する特別相談窓口」も設置しています。ぜひ、ご相談ください。

相談窓口／本所☎028-635-2195　足利支所 ☎0284-70-6339
受付時間／平日：午前9時から午後5時まで

明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

おかげさまで創立70周年 70th ANNIVERSARY

東日本大震災復興緊急保証

ご利用いただける方	特定被災区域内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方	①	地震・津波等により直接被害を受けた方
		②	原発事故に係る警戒区域等の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
		③	震災の影響により業況が悪化し、最近3か月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期と比べ10%以上減少している方

保証限度額	2億8,000万円	責任共有制度	対象外
対象資金	経営の安定に必要な資金 (運転資金、設備資金、借換資金)	貸付形式	証書貸付、手形貸付
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)	返済方法	原則均等分割返済
保証人	原則法人代表者のみ	担保	必要に応じて
貸付利率	金融機関所定利率	保証料率	0.70%
添付書類	上記「ご利用いただける方①から③」それぞれの添付書類は次のとおり ①市町村長発行の罹災証明書 ②納税証明書等 ③市町村長発行の認定書		
取扱期間	2020年3月31日(融資実行分)まで		

災害関係保証

ご利用いただける方	東日本大震災により直接被害を受けた方		
保証限度額	2億8,000万円 ※既往のセーフティネット保証の残高と合算した取扱いとなります。	責任共有制度	対象外
対象資金	事業の再建に必要な資金 (運転資金、設備資金)	貸付形式	証書貸付、手形貸付
保証期間	運転資金 10年以内(据置期間2年以内) 設備資金 20年以内(据置期間2年以内)	返済方法	原則均等分割返済
保証人	原則法人代表者のみ	担保	必要に応じて
貸付利率	金融機関所定利率	保証料率	0.70%
添付書類	市町村長発行の罹災証明書		
取扱期間	2020年3月31日(融資実行分)まで		

栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中！

本所
TEL.028-635-2121
〒320-8618　宇都宮市中央３丁目１番４号
栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
〒326-0821　足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館

2019年4月発行